

あるいは伐採が終わった日から30日以内に、森林の状況報告が必要になります。

所定の届出様式がありますので、いの町公式ホームページからダウンロードしていただくか、左記問い合わせ先で受け取ることができます。

■問い合わせ

森林政策課(吾北庁舎内)

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115



お知らせ
就学援助制度について

子どもさんたちが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方のために、学用品費・給食費などを公費で援助する制度です。ご希望の方は、認定申請書を提出してください。

▼申請方法について

・町内小中学校に在籍する場合は、学校から申請の案内がありますので、学校へお申し込みください。
・町内に居住し、町外の学校(私立学校等)に在籍する場合は、教育委員会事務局にお問い合わせください。

■問い合わせ

教育委員会事務局

☎893-1922

お知らせ
平成30年度スポーツ安全保険のご案内

4名以上の団体で加入ができます。加入申込書は教育委員会事務局にあります。インターネットからも加入受付を行っていますので、ホームページをご覧ください。保険の詳細についてはお問い合わせください。

▼対象期間

4月1日(日)～
平成31年3月31日(日)

▼加入できる団体

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う団体

■問い合わせ

教育委員会事務局

☎893-1922

公共財団スポーツ安全協会

高知県支部

☎820-1755

<http://www.sportsanzen.org>

(ホームページ)

お知らせ

スポーツ奨励金について

町では、町民の健全なスポーツの振興を図るため、各種競技会に出場する選手・スポーツ団体に奨励金を支出しています。

▼対象者

・個人
・町内に住民基本台帳により登録されている者
・団体
・体育会及びスポーツ少年団に登録する団体

▼対象競技会

・オリンピック
・世界大会及びアジア大会

・全国規模の大会

・四国規模の大会

・国民体育大会

ただし地区予選を経たもの及び競技団体等から推薦されたものに限る

■問い合わせ

教育委員会事務局

☎893-1922

お知らせ

平成30年度銃砲刀剣類登録審査会のお知らせ

高知県教育委員会文化財課では、銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定に基づいて、美術品もしくは骨董品として価値のある火なわ式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類を登録するために、毎年、登録審査会を実施しています。

▼申請に必要なもの

・審査を受けようとする銃砲刀剣類
・警察署で交付を受けた発見届出済証

・1件につき6,300円の登録申請手数料(登録できない場合も必要)

▼日時

毎月1回(火曜日)
4月10日、5月8日、
6月12日、7月10日、

8月14日、9月11日、
10月9日、11月13日、
12月11日、1月8日、
2月12日、3月13日、
13時30分～16時

(受付は15時30分まで)

▼場所

高知県庁西庁舎3階会議室
(高知市丸ノ内1-7-52)

<http://www.jinjir-shiken.go.jp/yuken.htm>

▼その他

①登録証の再交付
登録証をなくした場合は、再交付を受けてください。事前に文化財課へ連絡し、登録銃砲刀剣類(現物)、1件につき3,500円の登録手数料が必要です。

②美術刀剣類製作承認
1件につき800円の申請手数料が必要です。

■問い合わせ

高知県教育委員会文化財課
銃砲刀剣類担当

☎821-4761